



「我が国のAIガバナンスの在り方 ver. 1.0 (AI社会実装アーキテクチャー検討会 中間報告書)」 に関する意見

2021年2月12日

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス（以下、「BSA」）¹は、経済産業省（以下、「貴省」）のAI社会実装アーキテクチャー検討会（以下、「検討会」）からの「我が国のAIガバナンスの在り方 ver. 1.0」（以下「中間報告書」）²に対するパブリック・コメントの機会に感謝し、以下のとおり意見を提出致します。

総論

BSAは、各国政府の前で、また国際的な市場において、グローバルなソフトウェア業界のための主要な提唱者です。BSAの会員企業は、クラウドコンピューティングやAIの製品・サービスなど、世界的な経済成長を牽引する、ソフトウェアによって実現されるイノベーションの最前線にいます。BSAの会員企業の多くは、あらゆる規模の産業や分野の組織にソフトウェア、ハードウェア、オンラインサービスを提供する世界有数の事業者であり、多様なアプリケーションで利用できる革新的なAIソリューションの開発に多大な投資を行ってきました。

BSAの会員企業は、AI開発におけるリーダーとして、AIが様々な社会的課題に対処する大きな可能性及びAIの責任ある利用と継続的なイノベーションの確保を最も良く支援できる政府の政策について独自の洞察力を持っています。

このために、BSAは、AI又その他の先端技術の責任ある開発において、5つの重点項目³を特定しました。これらの重点項目は、これらの先端技術の開発、展開、利用によりもたらされる恩恵への理解を進め、又、潜在的なリスクを軽減するために、産業界と政府の双方が果たすべき重要な役割を示しています。

- 1. AIシステムへの信用と信頼の構築：**公平性、正確性、データの証明性、説明可能性、責任性が最大化されるAIシステム開発に向けた産業界の取り組みを明らかにする。
- 2. 健全なデータイノベーション政策：**AIやその他の新たなデータ駆動型技術の開発を促進するデータ政策の支持。これには、越境データ移転を促進する信頼性の高い法的な仕組み、付加

¹ BSAの活動には、Adobe, Amazon Web Services, Atlassian, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, Box, Cisco, CNC/Mastercam, DocuSign, IBM, Informatica, Intel, MathWorks, Microsoft, Okta, Oracle, PTC, Salesforce, ServiceNow, Siemens Industry Software Inc., Sitecore, Slack, Splunk, Synopsys, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, Twilio, and Workdayが会員企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

² <https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210115003/20210115003-1.pdf>

³ BSA Artificial Intelligence Policy Overview <https://ai.bsa.org/>

価値サービス（例：テキストとデータマイニング、オートメーション、機械学習など）の法的確実性、また機密性のない政府データへのアクセスの強化などが含まれます。

3. サイバーセキュリティとプライバシー保護：セキュリティ対策を強化し、情報に基づいた消費者の選択を尊重しながら、価値あるカスタマイズされた製品やサービスの提供を可能とする政策の提唱。

4. 研究開発：AI システムへの信用と信頼の助長、産業界と政府間の調整と協力の促進、AI 人材供給の拡大、といった取り組みに向けた投資の支援。

5. 人材開発：未来の仕事に向けた人材を準備するために、政府と産業界が連携する機会の特定。

AI の責任ある開発において BSA が挙げた重点項目と、中間報告書において重要と特定された領域は大きく重なっております。貴省が先に発表した「GOVERNANCE INNOVATION 報告書」⁴に詳述されているように、企業が各々のニーズに合わせて、AI ガバナンス体制を設計するために必要な手段をとる取り組みを BSA は歓迎します。我々はまた、規制を細かな行為義務を示す従来のルールベースから、達成されるべき価値に焦点を当てたゴールベースにすることを支持します。

AI の規制に関して、ガバナンスに基づくアプローチをとることは、AI に関連するリスクを管理しながら、AI がもたらす恩恵を最大化し、イノベーションを可能にし、詳細な要件を回避する最良の方法です。

本中間報告書は、上記のアプローチをベースに構築されており、世界における AI ガバナンスの議論の動向に関して、検討会が綿密な研究をされたことを我々は感謝します。

上記に加え、本中間報告書について、以下に具体的な見解と提案を述べます。

提言

C. 我が国の AI ガバナンスのあり方

(1) 法的拘束力のない企業ガバナンス・ガイドライン

法的拘束力のないガイドラインの作成にあたり、AI の利用者・技術者・アカデミア・法律や監査の専門家といった幅広いステークホルダーを議論に参加させるというアプローチが考慮されたことを BSA は歓迎します。また、AI 開発や世界中の政府との協働による長年の経験に基づいた洞察を提供することができる、BSA や BSA 会員企業のような民間分野のステークホルダーを、有意義な協議の一環として含めることを推奨します。

また、我々は以下の点を考慮した中間報告書の提案を支持します。

- 画一的に適用される詳細な要件の回避。
- ガイドラインの提案が企業内のイノベーションやガバナンスに与える影響への理解。
- 企業間取引における AI のリスク管理と AI システムの信頼性に向けたベンチマークの改善の支援。
- AI の利活用を始めたばかりの企業のために有用なベストプラクティスを含むこと。
- 消費者等への説明を促すものとする。

⁴ <https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200713001/20200713001-1.pdf>

AI ガバナンスの国際的な議論の一環として、イノベーションを促進しながらも、最も有用なアプローチを考慮したバランスのとれた在り方を、検討会が提案したことを我々は高く評価しています。

リスクのレベルが AI アプリケーションによって大きく異なることを認識し、中間報告書では、AI ガバナンスに対するリスクベースのアプローチを推奨し、AI のイノベーションと発展を促進するための非拘束の中間的なゴールベースのガイドラインをマルチステークホルダー・プロセスを通して作成始めることを提案しています。AI ガバナンスに関し、リスクベース・アプローチの利点を検討会が認識していることを BSA は歓迎します。このアプローチに沿い、提案されている AI のガイドラインに関しては、以下を考慮することを推奨します。(1) システムに関わるリスクのレベル又その潜在的な危害の程度に基づくものとする(2) 画一的な義務の適用を回避すること。AI アプリケーションの性質とそれが展開されるコンテキストに基づいた、リスクベースで成果重視のアプローチが必要です。AI のエコシステムにおいては、様々な産業分野にまたがるアプリケーションにより、多様な技術や利用事例が含まれ、あらゆるステークホルダーが関与します。そのため、リスク又とそれらのリスクを軽減するための適切な手順のいずれも、AI アプリケーションの性質とそれが展開されるコンテキストによって異なってくることから、規範的で画一的なコンプライアンス要件はそぐわない、という見解に我々は同意します。

非拘束なガイドラインを日本政府が検討するにあたり重要なのは、AI システムの開発に係わるステークホルダーと利用に係わるステークホルダーを区別すること、また、リスクが発生した際に、どの事業者がリスクを軽減するのが最適であるかを判断する、独自のコンテキストに応じた考慮です。多くの場合、AI システムを開発する組織(AI 開発者)は、AI システムの能力と限界を評価するのに適しており、AI システムを採用して利用する組織(AI 利用者)は、発生する可能性のある利用事例特有の危害について高い洞察力を持っています。しかし、AI を規制するための画一的な解決策が無いように、AI エコシステムの様々な当事者に責任を割り当てるための画一的な解決策はありません。したがって、非拘束なガイドラインを策定するにあたり、重要な検討事項は、発生する可能性のある様々な開発と展開の状況に対応できるような柔軟性を十分に確保することです。

また、中間報告書では、提案されている非拘束のガイドラインによって対処される可能性のある課題についても概説しています。その中には、AI に関する認識を高めることや、AI リテラシーの向上、また、企業内指針やリスク管理プロセスの確立まで、AI をビジネスプロセスに統合するためのより広い目標や、ビジネス全体の業務における AI の利用に関する考慮事項などが含まれます。このようなアプローチにより、AI 導入はビジネスプロセスに不可欠な一部となり、企業は AI の利点を活用し、その利点を維持することが可能となります。

(2) 国際標準

BSA は、国際標準化の議論をリードしてきた日本の努力を高く評価し、また、ISO/IEC JTC1 SC42 の専門委員会が政府と連携するよう、中間報告書において推奨していることを支持します。また、中間報告書に記載されている国際標準の取り組み⁵に加え、NISTIR 8312⁶も参照されることを奨めます。標準に関して国際連携を継続することには多くの利点があります。信頼、信用、市場の効率化を促進することに加え、国際的に認知された標準は、各国固有の標準に伴うリスクを軽減するという付加的な利点があります。中間報告書が日本の AI 政策を国際的な取り組みと調和させることに焦点を当てていることを歓迎します。

⁵ ISO/IEC JTC1、CEN/CENELEC、IEEEにおける議論（中間報告書 12-13p）

⁶ <https://www.nist.gov/system/files/documents/2020/08/17/NIST%20Explainable%20AI%20Draft%20NISTIR8312%20%281%29.pdf>

(3) 法的拘束力のある横断的な規制

AI システムに関し、法的拘束力のある横断的な規制が現段階では不要であるという中間報告書の見解を我々は支持します。AI のリスクは本質的に利用事例固有のものであるため、新たな規制が必要となる場合は、人々に高いリスクをもたらす技術の特定の用途に焦点を当てるべきです。大半の AI システムにおいては、それが個人や社会に与えるリスクは極めて低く、新たな規制が必要とされる場合は、AI システムのサプライチェーンに關与する可能性のある様々な当事者の固有の役割と能力を考慮すべきです。従って、義務を課すのは規制の必要性を生じさせる危害のリスクを特定し、効率的に緩和するために最善の立場にある当事者とすべきです。今後、立法的提案をする場合においては、AI に基づいた技術が個人の権利と利益に脅威をもたらすような、高いリスクの状況に焦点を当てるべきです。信用取引、住宅、雇用、健康などの、人々の生活に大きな影響を与える分野を含め、法律や規制がすでに存在する領域における AI に関しては、特に注意を払う必要があります。既存の法律が引き続き消費者を保護することは、AI に対する人々の信頼を醸成する上で重要です。前述したように、規制による義務の範囲は、關与するリスクのレベルと潜在的な危害の範囲と程度に基づいて決定されるべきであり、そのような規制の策定に向けた取り組みには、民間分野を含むすべてのステークホルダーとの有意義な意見交換の機会を含むべきです。

D. 今後の課題

(3) 他国のガバナンスとの調和

検討会は、AI ガバナンスの枠組みにおける国際的な相互運用性の重要性を正しく認識しています。分断化のリスクを最小化し、日本の AI ガバナンスと国際的な AI ガバナンスのアプローチとの整合性を確保するために、多国間及び二国間の議論において、日本が継続して積極的な役割を担っていくことへのコミットメントが中間報告書に記されていることを我々は歓迎します。国際社会におけるこのような關与は、すでに大きな成功を収めています。例えば、経済協力開発機構（OECD）の AI に関する勧告⁷は、AI のガバナンスに関する世界的な規範の確立に向けた重要な第一歩です。これらの規範は、AI がもたらす利点を強調し、意図しない危害を防ぐためのリスク管理に基づいたアプローチを前提としています。このような機運を保つことで、日本企業がグローバル市場で自信を持って AI 製品を開発し、販売し続けることが可能となります。日本の AI ガバナンスへのアプローチと国際的な規制・標準化の流れに相互運用性をもたらすことで、このような前向きな展開をさらに推し進めることが可能となります。国際的な分断のリスクを最小限に抑えるために、欧州連合や米国を含む日本の主要な貿易相手国や同盟国が実施しているリスクベースのアプローチと貴省からの提言が矛盾しないようにしていくことを求めます。

結論

BSA は、中間報告書に意見を提出する機会に感謝します。本意見が検討に有用であれば幸いです。本意見に関して、ご質問がある場合又はより詳細に議論をされたい場合には是非ご連絡下さい。

⁷ OECD Recommendation of the Council on Artificial Intelligence（人工知能に関する理事会勧告）：
<https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0449>